

新型コロナウイルスに関する情報について

当館で収集した新型コロナウイルス感染拡大にともなうグアム島での影響に関する情報は以下のとおりです。

※以下の各項目については、新たな情報を入手次第、随時更新していきます。

1. グアム島内における新型コロナウイルスの感染症確定例（更新）

4月8日午後10時現在、グアム政府発表によるグアム島内での新型コロナウイルス感染者の累計数は125名となっています。

＜内訳＞

- ・治療又は隔離中の感染者90名
- ・治癒した感染者31名
- ・亡くなった感染者4名

4月8日午後10時現在：グアム保健局による検査総数674件（陽性：111陰性：563）

※上記、感染者数には海軍の医療施設及び民間検査施設において別途検査され、陽性が確認された14件が追加されています。

新型コロナウイルスに関するグアム政府の報道発表は以下のグアム政府機関ホームページでご確認頂けます。

<https://www.ghs.guam.gov/coronavirus-covid-19>

グアムでの新型コロナウイルスの感染状況は拡大方向にあります。グアム政府やグアムの医療現場は限られた人員や資機材の中での対応を余儀なくされています。

短期渡航者及び在留邦人の皆様におかれましては、感染のリスクが身近に存在していることを念頭に置き、引き続き感染防止のための行動を取って頂くと同時に、状況を見極めてご自身やご家族の命を守るための行動を取って頂きますようお願いいたします。

2. グアムでの新型コロナウイルス感染拡大に伴い、本邦への帰国を検討している方へ

グアム島での新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、日本とグアムを結ぶ航空便の大幅な減便や運休が相次いでいることや、グアム島内のみならず、日米両政府間においても行動制限の強化が実施されている状況にあります。帰国予定のある短期渡航者の方又は、帰国を検討中の在留邦人の方については、必要な情報の収集に努めて頂き、帰国のタイミングについてご検討頂きますようお願いいたします。

3. 「Essential Businesses」と「Non Essential Businesses」について（新規）

8日、グアム保健局は、これまでに発令された知事命令の中で言及されていた、活動が許される市民生活の維持に重要な事業「Essential Businesses」と、活動が許可されていない市民生活の維持に重要ではない事業「Non Essential Businesses」について、具体的な業種に関するガイダンス

を発表しました。ガイダンス本文（英語）は、当館ホームページ新型コロナウイルス関連情報専用ページの4月9日の欄に掲載しております。

4. 日本－グアム間の民間商用機（旅客便）の運行状況

現在、1日1便での日本（成田）－グアム間の運航を維持しているユナイテッド航空の196便／197便については、4月12日、15日、18日、21日、24日、27日、30日は運休予定となっております。また、これらの運休予定日以外の運行についても、予約数が少ない日は運休となる可能性もあるとのことですので、搭乗を検討されている方は、航空会社へ問い合わせる等、必ず最新の情報をご確認ください。

5. 3月31日午前0時より実施されているグアム入国後の行動制限措置について

3月29日、グアム政府は、グアム島内での新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3月31日午前0時00分より、グアム入国後の行動制限を強化すると発表しました。措置内容は以下のとおりです。

○3月31日（火）午前0時00分より、グアム島へ空路及び海路で入国するすべての者に対し、グアム政府指定の施設において、14日間の検疫（隔離）措置を実施する。

○本措置は、入国日からさかのぼって72時間以内に発行された新型コロナウイルスに感染していないことを証明する文書（※注）を所持している者に限り適用除外となる。

「変更点のポイント」

これまでは、グアムに住居を有する者であれば、入国時に感染していないことを証明する文書の提示を行わなくても、自宅での14日間の自主隔離が可能でしたが、31日以降は、自宅ではなく、グアム政府が指定する施設での14日間に強制隔離が命ぜられることになります。

※注：新型コロナウイルス（COVID-19）に感染していないことを証明する文書の要件

- ・検査結果は米国疾病対策センター（CDC）又は、世界保健機関（WHO）が認定する検査施設で行われた結果であること。
- ・検査結果はグアム到着前72時間以内のものであること。

※乗り継ぎのためにグアム空港を利用される方の対応について、新型コロナウイルスの感染が確認されている国や地域から出発し、グアム空港を経由する場合は、検疫措置及び一時的な隔離措置の対象となる可能性がございます。空港での検疫官の指示に従うようお願いいたします。

これまで発令された知事命令については、グアム政府のホームページ（随時更新中）にてご確認ください。<https://governor.guam.gov/executive-order-page/>

6. グアムを含む米国入国制限措置について

そのほか、現在実施されている米国への入国制限措置については、以下のとおりです。

- (1) 米国到着日から遡って14日間以内に英国又はアイルランド共和国での渡航歴がある外国人(注)の入国拒否。(注：永住者、米国籍者の配偶者及び子は除く。その他の制限適用除外者については下記米国連邦政府ホームページをご参照ください。)

<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/proclamation-suspension-entry-immigrants-nonimmigrants-certain-additional-persons-pose-risk-transmitting-coronavirus-2/>

- (2) 米国到着日から遡って14日間以内に中国（香港及びマカオ除く）での滞在歴がある外国人(注1)の入国拒否。(注1：永住者、米国籍者の家族は除く。その他の制限適用除外者については「別添1」をご参照ください。)

- (3) 米国到着日から遡って14日間以内にイラン・イスラム共和国（イラン）での渡航歴がある外国人(注2)の入国拒否。(注2：永住者、米国籍者の家族は除く。その他の制限適用除外者については下記米国連邦政府ホームページをご参照ください。)

<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/proclamation-suspension-entry-immigrants-nonimmigrants-certain-additional-persons-pose-risk-transmitting-coronavirus/>

- (4) 米国到着日から遡って14日間以内にシェンゲン協定が適用されるヨーロッパの26の国での渡航歴がある外国人(注)の入国拒否。(注：永住者、米国籍者の配偶者及び子は除く。その他の制限適用除外者については下記米国連邦政府ホームページをご参照ください。)

<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/proclamation-suspension-entry-immigrants-nonimmigrants-certain-additional-persons-pose-risk-transmitting-2019-novel-coronavirus/>

※シェンゲン協定が適用されるヨーロッパの26の国

オーストリア、ベルギー、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、イタリア、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス

- (5) 米国到着日から遡って14日間以内に湖北省に滞在歴のある米国籍者及びその家族、又は永住者は、最大14日間の強制（隔離）検疫措置。
- (6) 米国到着日から遡って14日間以内に湖北省以外の中国本土（香港及びマカオ除く）に滞在歴のある米国籍者とその家族及び永住者は、入国時のスクリーニング後、最大14日間の自主経過観察措置。

※現有されている米国ビザの種類に関わらず、定められた制限適用除外者又は(5)、(6)以外の方は「外国人」に該当します。特に中・長期ビザでグアムに滞在されている在留邦人の方については、入国制限措置内容に変更があった場合に備え、引き続き米国出入国関連情報の入手に努めてください。

7. 米国連邦政府による入国後の行動制限措置について（※グアムについては上記5が適用）

3月21日、米国疾病予防管理センター（CDC）は、日本を含む5カ国について、新型コロナウイルスに関する旅行健康情報をこれまでのレベル2（強化注意レベル）からレベル3（不要な渡航延期勧告）に引き上げました。これに伴い、日本から米国への入国者は、入国後14日間は自宅等で待機の上、健康状態を観察し、周囲の者との距離を置くことが求められます。

日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限に関する情報は外務省海外安全ホームページにてご確認ください。

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

8. グアムでの風評被害の認知について

グアム島においては、アジアを中心とした新型コロナウイルスの感染拡大の影響による東洋人に対する風評被害に関する情報には接していません。

＜風評被害例＞バス・タクシーの乗車拒否/飲食店等の入店拒否/差別的な言動を受ける／東洋人への偏見差別が動機となる犯罪被害等

9. 感染防止対策の励行

感染を防ぐ最善の方法は毎日の予防措置です。以下のような予防措置を心がけましょう。

- ・ 石けんを使用して手洗いを20秒以上行う
- ・ 不衛生な手で口や目に触れないこと
- ・ 疑わしき病状のある人に不用意に近づかないこと
- ・ 咳をする際は、ティッシュ又は自身の衣服の袖で口と鼻を覆うこと
- ・ 使用したティッシュはゴミ箱に捨てること
- ・ 頻繁に手が触れる物体や物の表面は消毒をして清潔にすること
- ・ 体調が悪い場合は、学校や職場には行かず、病院受診後は、不要な外出は避けること

※グアム政府は感染拡大を防ぐため、不要不急の外出を控えるよう改めて市民に呼びかけています。在留邦人の皆様におかれましても、日々の感染予防を励行して頂くと共に、不要不急の外出は避け、自宅に留まるようお願いいたします。

10. 新型コロナウイルスの感染が疑われる症状が出た場合

新型コロナウイルスに感染した場合の兆候と初期の症状は（1）発熱、（2）咳、（3）息切れです。こうした症状を自覚した場合、自己診断はせずに、医師による適切な診断を受けてください。なお、医療機関に行く際は、必ず事前に電話で最近の生活行動や海外への渡航の有無、症状について伝え、その後の行動は医療機関の指示に従うようにしてください。旅行者の方は滞在しているホテルに症状や状況を伝えた上で、ホテル関係者の指示に従ってください。

感染拡大防止の観点から、事前連絡をせずに病院を訪れたり、症状を抱えたまま行動を続けることはやめましょう。

※グアムの法律では、新型コロナウイルス感染拡大のような公衆衛生上の緊急事態時において

は、感染拡大防止の観点からグアム政府の公衆衛生当局（保健局等）や、その指示を受けている医療従事者に対して検査、治療、隔離に関する権限を付与し、個人はその措置や決定事項に従うことが定められています。

根拠法令の出典：<http://www.guamcourts.org/CompilerofLaws/GCA/10gca/10GC019.PDF>

1 1. 新型コロナウイルスに関するその他の情報源

- ・ 外務省海外安全ホームページ
<https://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>
- ・ 厚生労働省（日本語）
<https://www.mhlw.go.jp/index.html>
- ・ 国立感染症研究所（日本語）
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>
- ・ グアム政府観光局（日本語ページ）
<https://www.visitguam.jp/articles/>
- ・ 米国疾病管理予防センターのホームページ（英語）
<https://www.cdc.gov/>
- ・ グアム保健省ホームページ（英語）
<http://dphss.guam.gov/>
- ・ グアム保健局新型コロナウイルス情報ホットライン（英語）月曜～金曜の8時～17時
電話：671-635-7447
- ・ グアム保健局医療相談ホットライン（英語）
午前6時から午後10時まで
電話：671-480-7859
電話：671-480-6760／3
電話：671-480-7853
- ・ グアム政府新型コロナウイルス総合インフォメーション（英語）
電話：311

「2019 年新型コロナウイルス感染のリスクをもたらす移民及び非移民の入国停止に関する布告」
仮訳（規定部分抜粋）

2020 年 1 月 31 日

1 条 入国停止及び制限

米国への入国または入国企図の 14 日前までの間に中華人民共和国（香港及びマカオ特別行政区を除く）に物理的に滞在していた全ての外国人（移民、非移民）による米国への入国は、本布告 2 条の条件の下、ここに停止・制限する。

2 条 入国制限及び制限の範囲

（a）本布告 1 条は以下には適用されない。

- I. 米国の合法的永住者
- II. 米国市民または合法的永住者の配偶者である外国人
- III. 未婚かつ 21 歳未満の米国市民または合法的永住者の親または法定後見人である外国人
- IV. いずれもが未婚かつ 21 歳未満である米国市民または合法的永住者の兄弟である外国人
- V. 米国市民または合法的永住者の子、養子または被後見人である外国人、または、IR-4 または IH-4 ビザをもって米国に入国しようとする養子候補者である外国人
- VI. ウイルスの封じ込めまたは軽減に関連する目的のため米国政府の招待により渡航する全ての外国人
- VII. 移民国籍法 101 条 (a) (15) (C) または (D) に基づく非移民で、乗組員、その他航空機乗務員または船舶乗組員として米国へ渡航する全ての外国人
- VIII. A-1, A-2, C-2, C-3 ビザ（外国政府職員または職員の近親）、G-1, G-2, G-3, G-4, NATO-1 から NATO-4 または NATO-6 ビザをもって米国に入国または米国を通過しようとする全ての外国人
- IX. 疾病管理予防センター所長または同所長が指定する者が、入国によってウイルスの流入、感染、まん延の重大なリスクをもたらすことはないとは判断する全ての外国人
- X. 司法長官または同長官が指名する者の推薦に基づき、国務長官、国土安全保障長官または両長官がそれぞれ指名する者が、その入国が重要な米国法執行の目的を促進すると判断する全ての外国人
- XI. 国務長官、国土安全保障長官または両長官がそれぞれ指名する者が、入国が国益にかなうと判断する全ての外国人

（b）本布告のいかなる内容も、米国法令・規則に矛盾しない範囲で、個人の難民の資格、退去強制保留の資格、拷問等禁止条約の施行法のもとに発行される規則に基づく保護の資格に影響を与えるものではない。

3 条 実施及び施行

（a）国務長官は、国務長官が国土安全保障長官と協議して定める手続きに従って査証に適用することによりこの布告を実施する。国土安全保障長官は、国務長官と協議して定める手続きに従って外国人の入国に適用することによりこの布告を実施する。

(b) 関連の法律に従い、国務長官、運輸長官及び国土安全保障長官は、この布告の対象となるいかなる外国人も米国に向かう航空機に搭乗しないよう確保する。

(c) 国土安全保障長官は、米国の海港及び入国港間でこの布告の適用と実施を確保するための基準と手順を確立する。

(d) 詐欺、重要な事実の故意の不実表示、または不法入国によりこの布告の適用を回避する外国人は、国土安全保障省による優先的退去強制対象となる。

4 条 秩序ある医学的スクリーニング及び検疫

国土安全保障長官は、秩序ある医学的スクリーニング及び適当な場合にはウイルスに暴露した可能性がある米国入国者の検疫を容易にすることを目的に、個人及び航空機の米国への渡航を規制するために必要かつ適切な全ての措置を講じる。この措置は、航空会社に対して、米国に向かう航空機へのかかる乗客の搭乗を制限及び規制するよう指示することを含む。

5 条 終了

この布告は、大統領によって終了されるまで有効である。保健福祉長官は、状況に応じて、この命令の日付から 15 日以内に及びその後 15 日ごとに、大統領がこの布告を継続、修正、または終了することを勧告する。

6 条 発効日

この布告は、2020 年 2 月 2 日東部標準時間午後 5 時に発効する。

(以下省略)

原文：米国連邦政府ホームページ

<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/proclamation-suspension-entry-immigrants-nonimmigrants-persons-pose-risk-transmitting-2019-novel-coronavirus/>